

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	昭和45年に行われた著作権法の大改正時に、衆参両院の文教委員会においてデザイン（応用美術）の著作権保護に向けて積極的な付帯決議がなされ、特に参議院文教委員会では応用美術について「…、早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。」と言及されているところですが、その後幾多の小改正が行われたものの、デザイン（応用美術）に関しては手つかずのまま34年が経過しています。 この間にデザイン周辺の環境は激変し、模倣等のトラブルは増加の一途をたどっています。しかし、法律が変わらないために判決と現状との乖離が発生し法律の解釈も専門家個々で著しく異なる現象が起きています。 平成12年9月には、出版社のデザイン盗用事件で裁判官が原告デザインの著作物性の有無を審理することなく最初から「本件著作物」として原告グラフィックデザインを扱い、被告による著作権侵害を認めた有罪の判決が確定しています。 この裁判例も含め既にデザイン創作物が著作物であるという認識は一般的に普及しており、その裏付けとして著作権法上の保護対象に「デザイン」の文言を明文化し、一刻も早く改正されるよう要望いたします。
法改正を必要とする理由	（１） 問題の所在 私達はかねてより現在のデザインに関する知的財産権保護諸制度及びそれらの間には保護を受けられない権利の空白部分（法律の間隙）があり、その空白を埋めるためには出願手続きを経ず創作時に権利が発生する無方式の著作権が有効であると主張して参りました。 デザイナーが創作したデザインは全て製品化されるわけではなく、注文主（決定権者）の製品企画に合わせ多くのラフスケッチを描くことから始め、検討を加えながら徐々にデザインの数を絞り込み最終的に一つのデザインに決まります。さらに決定したデザインは細部を詳細に説明した実施図面を作成し原型制作を行うとともに必要な場合のみこの実施図面を基に当該デザインの意匠登録出願をいたします。ラフスケッチからデザイン決定への選択の過程で採用されなかったデザインが生まれ、それらほとんどは意匠出願されず意匠法上の保護を受けません。しかも多くの場合不採用のデザイン画や図面も注文主側に複写されストックされます。最悪の場合その不採用として対価が支払われることなくストックされたデザインの商品が市場に出回ることさえあります。デザイナーを抱える企業でも創作されたデザイン全てを意匠登録するわけではありません。まして個人のデザ

イナーが注文主に見せる前に全てを意匠出願することは、時間的・経済的に不可能です。従って法人・個人を問わず創作されながら創作時点での保護が明文化されていないために法律から放置されたデザインが発生してしまいます。つまり創作から意匠登録までの間に知財権の「空白期間」が存在することになります。

無権利のまま放置されるのは意匠登録されなかったデザインだけではなく、最初から意匠登録制度の対象にならないデザインもあります。例えば1点もしくは少量を試作としてではなく実際の創作物として作って発表し（自作品としてのポスター、作品提案としてのパッケージ、プロダクトデザイン等）、あるいは展示即売する（クラフト、ジュエリー）という美術工芸品と存在形態において全く同質のデザイン創作物、またディスプレイのように数日から数ヶ月間だけ存在し解体される創作物もあります。さらにサインやインテリアの創作物の多くのように、産業上利用される際にも最初から少数だけの製作が前提となる創作物もあります。このような作品は、その性格上、大量生産を前提として「費用」「時間」「労力」をかけて登録する出願、登録制度には向きません。これは知財権の「空白分野」です。

早期審査が実現され従前より格段に審査期間が短縮された意匠法ですが、高度な審査を要求される登録主義の必然として創作から登録までタイムラグが生じてしまうのはいたしかたありません。また、改正不正競争防止法では発売された商品全てに三年間の形態保護が認められ効果が上がっていますが、あくまでも発売後の保護なので、創作時点では保護の対象になり得ません。

（２） 改正の必要性

明らかに模倣をしていると判っているにも関わらず、法律間に存在する間隙によって模倣者を益することのないよう、また知財権の空白から創作物を救うため著作権法にデザインの保護を明文化し「原則不保護」から「原則保護」への転換が必要であると考えます。

例えば「建築」は著作物として一般に浸透し「著作権の保護対象になっている」という事実が模倣を防ぐ力になっています。しかし建築物全てが著作権保護の対象になっているとはされず量産住宅のように保護の対象外と考えられる建築物があることも承知しています。

デザインも同様で「原則保護」という考え方がデザイン創作物を安易に複写する行為等への未然防止に役立ち、急速なデジタル・ネットワーク化に伴うコピー・改変行為に対して大きな抑止力になることは明白であると考えます。

21世紀を迎え、前衛芸術家の作品がTシャツにプリントされて大量に製造販売され、グラフィックデザイナーが美術館で個展を開いても全く違和感のない今日、創作物に「鑑賞用」「産業利用」という区別はありません。あるものは全ての創作物に「産業利用される可能性」と「知的財産」が備わっているという事実です。

創作という同じ行為を行ないながら「創作者の分野によって発生する差別」のない仕組みや法規がより一層充実することを要望いたします。

改正条項及び内容	著作権法第十条 1 項 第十条（著作物の例示）に「デザインの著作物」を加える。 デザインは美術の範疇に入るので二条 2 項に加える方法もある、とも考えられますが、従来から論議されている美術工芸品の定義との混乱を避けるべく、建築及び写真が美術から独立して例示されている先例を踏襲し、より直接的な第十条改正を要望いたします。
団体名	(社) 日本グラフィックデザイナー協会 (JAGDA) (社) 日本パッケージデザイン協会 (JPDA) (社) 日本サインデザイン協会 (SDA) (社) 日本ディスプレイデザイン協会 (DDA) (社) 日本インテリアデザイナー協会 (JID) (社) 日本クラフトデザイン協会 (JCDA) (社) 日本ジュウリーデザイナー協会 (JJDA) (社) 日本インダストリアルデザイナー協会 (JIDA)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第10条第1項第4号の「～その他の美術の著作物」の概念を明確化する。
法改正を必要とする理由	工業的に大量生産される実用品のデザイン形態は原則として著作権法の保護は及ばないが、客観的にみて実用品及び機能面を離れ独立して美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているものについては、例外的に美術の著作物として著作権法の保護が及ぶものとして「博多人形」や「仏壇彫刻」については、著作物性が認められているが「ファービー玩具」については著作物性が認められなかった。意匠法制度の存在があるため、産業上利用される応用美術についての判例は厳格・保守的であり、愛玩性物品などの原型とされた有体物に著作物性が認められる範囲は極めて狭い。 しかし、愛玩性物品などのライフサイクルは多くの場合1年未満であり、意匠の出願から登録までの期間を考慮すれば、この間に大量に出回る模倣品に対処することが事実上不可能である。また、この種の玩具は、何かをきっかけにして爆発的に売れ始めることもあり、この場合当該商品の発売から3年以上経過したものは不正競争防止法の適用を受けることができない。商標の登録があつたとしても、かかる模倣品はその商標を使用しないとか、商標権を侵害しないネーミングで販売される事が多い。つまり何ら法的保護を受けられないこととなる。従って、第2条第1項第1号（著作物の定義）、同条第2項（美術の著作物）及び過去の判例との絡みもあろうが第10条（著作物の例示）の規定に下記の如く文言を追加し模倣品製造者に対する警告の意を含み著作権法の適正な運用が図られるように致したい。
改正条項及び内容	■著作権法第10条第1項第4号 「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」とあるのを「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物（多量製作の原型として制作された有形物であっても美的要素を具備したものを含む。）」とする。
団体名	日本商品化権協会

著作権改正に関する要望事項

要望の趣旨	図案はそれ自体が美術であり、思想又は感情をもって創作されたものである。現在、著作権法に明記されてなく、グローバル化並びにデジタル化の普及と進展の中で権利が曖昧であるため対応できない。図案の原著作者保護のため、著作権法に「図案」と明確に挿入し、記述して頂きたい。
法改正を必要とする理由	図案は著作権法に明確に図案という言葉が挿入されていないため、習慣に従い、契約が曖昧である。権利者に無断で、無制限に使用されているのが現状である。 デジタル化、CG の使用によってひとつの作品の加工が容易になり、図案の権利が乱用されている事は図案の著作権が曖昧であることに起因している。 当協会の長年の努力により、染織に関する関連団体が図案の著作権に対する理解を深めてきており、その認識には温度差があるものの、現在当協会としては図案には著作権があるとして主張し、対処している。 ブラッセル会議後、外国の多くの国で図案の著作権が認められている。(例えば韓国等) 日本の中で法において図案の著作権が明確に認められていないので、外国で権利を主張できず、正当な取り扱いを受けていない。日本独特の美的感性の所産である図案はグローバル化する現在、国益のために早急に著作権法に明記し、国際的な対応を的確にしたい。 図案を著作権によって保護することは文化の発展に貢献し、権利が明確となり、国際社会で対応できるものと考えられる。
改正条項及び内容	第10条 (4) 絵画、版画、彫刻、図案その他の美術の著作物
団体名	社団法人日本図案家協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	昭和45年の著作権法の大改正の際、衆参両院において、以下の付帯決議がなされている。 「今後の新しい課題の検討に当たっては、時代の進展に伴う変化に即応して、写真の著作権および著作隣接権の保護期間、映画の著作権の帰属、レコードによる音楽の演奏権の及ぶ範囲、応用美術の保護等についても積極的に検討を行うべきである。」（衆議院文教委員会の付帯決議） 「写真の著作権の保護期間の問題、映画の著作権の帰属、レコードによる音楽の演奏権の及ぶ範囲、応用美術の保護問題、著作隣接権の保護期間の延長及び実演家の人格権の保護問題等について、早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。」（参議院文教委員会の付帯決議） その後、幾多の改正が行われているが、「応用美術の保護問題」に関しては、手つかずのまま34年間という月日が経過しています。 この間に応用美術をめぐる環境は激変し、模倣等のトラブルは増加の一途をたどっています。しかし、法律家が変わらないために裁判所の判例と現状との乖離が発生し、法律の解釈も専門家によって著しく異なる現象が生じています。 現在の美術を取り巻く環境は、旧来の純粋美術・応用美術という区分けが現実的には意味を持たなくなっています。純粋美術の著作物である絵画にしても、量産品に使用される頻度はおびただしいものがあります。たとえば、キャラクターといわれるイラストレーションがアニメーションになったり、ぬいぐるみ人形その他さまざまなグッズになっています。つまり、もっぱら美的鑑賞の対象にするためにだけに制作される純粋美術作品は希少な存在であり、いずれ多量に生産される量産品に使用されることが当然に予期されるのが通常の状態になっています。 したがって、現代において、純粋美術のみを著作物とし、応用美術については、例外的に一品制作の美術工芸品のみ著作物とするのは時代の趨勢に適合していません。 よって、「応用美術の保護」に関しては、純粋美術との著作権法上の差別を撤廃すべきです。
--------------	--

私たち日本美術著作権連合の構成団体である日本図書設計家協会に所属する図書設計家は、本の出版活動において知的創作行為を行っています。図書設計家は、本の装幀に関わる者ですが、本の「装幀家」、エディトリアルデザイナーという狭い概念から脱却し、出版物を総括して「図書」といい、その「設計家」であることをもって、図書設計家と称しています。

図書設計家が出版者からの依頼もしくは注文によって図書の出版活動に関わる場合、一般に考えられるようにその活動範囲は、「表紙のデザイン」の範囲に限局されていません。図書設計家の知的創作行為を具体的にいえば、

1. 素材を駆使した造本計画の立案と制作
2. 組み方・体裁（レイアウト）の制作（割付）
3. 原稿の整理、目次、索引、奥付の準備、制作
4. イラスト、図版、写真、解説等の検討、制作
5. 色校正（印刷の仕上がりの点検）
6. 宣伝、販売計画の立案と実行
7. 造本の指導、印刷のチェック

等の広範な領域にわたっています。

図書設計家の知的活動の所産である「装幀」を応用美術であり量産される物であるとして、著作権の保護の対象から外すことによって、図書設計家の権利が著しく侵害されています。

はなはだしい例としては、本のカバー絵を画家やイラストレーターが描いたとしても、印税支払いの対象にしていないのが、出版業界の慣行です。書籍が30万部売れば、作家にはそれに応じた印税が支払われます。しかし、画家やイラストレーターに最初に支払われた画稿料以外に印税が支払われることは皆無です。書籍が売ればうれるほど画家やイラストレーターの作品に対する対価の単価は安くなっていきます。

また、新聞広告、書籍、電車の中吊り広告その他各種宣伝媒体において、本のカバーの絵が使用されることが多数ありますが、本の装幀をした装幀家のクレジットがでることは希です。著作権法で認められている氏名表示権は無視されているのが現状です。

このように、図書設計家の権利が無視されている現状は、本の装幀がデザインであり、応用美術の範囲に属する、したがって、著作物ではないという三段論法に起因するものです。

すでに述べたように、純粋美術と応用美術を差別する合理的根拠がないこと、応用美術も著作物とすることが国際条約に定められており、我が国もこれを批准していること等からして、応用美術全般を著作物とし、個々の作品が著作物になるかどうかは著作権法上の著作物の定義に当てはまるかどうかによって対処するのが、現代の著作権法思想に合致するものと考ええる次第である。 以上

法改正を必要とする理由

改正条項及び内容	著作権法第2条第2項 第2条第2項を次のように改める。 2 この法律にいう「美術の著作物」には、応用美術を含むものとする。 応用美術の著作物については、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約のパリ改正条約」第2条に「保護を受ける著作物」として、「文学的及び美術的著作物には、表現の方法又は形式のいかんを問わず、…応用美術の著作物、…のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む」として、「応用美術の著作物」が掲げられている。 現行第2条第2項が「この法律にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする。」としていることによって、さまざまな議論を呼び、かつ、判例も区々に分かれている。美術の著作物を純粋美術・応用美術に区分けする現代的な意味は乏しく、世界的な潮流に適合させ、美術の著作物には、応用美術も含むものとし、実際にある作品が問題になる場面においては、端的に、「著作物性」があるかどうかで判断すれば足りる。
団体名	日本美術著作権連合 日本図書設計家協会 (社) 日本美術家連盟 (社) 日本グラフィックデザイナー協会 日本理科美術協会 日本出版美術家連盟 東京イラストレーターズ・ソサエティ 日本児童出版美術家連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	固定されたテレビ番組は「映画の著作物」とみなされるが、テレビの生番組は「固定されていない」ことから、映画ではなく、著作物でもないとの解釈が存在する。生番組は「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり、著作物であることの要件を満たしており、その明確化を望むものである。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 デジタル化・ネットワーク化に代表される技術革新により、放送番組の利用は飛躍的に容易になったが、固定された番組が著作物であるのに対して、生番組はそれ自体としては明確に著作物とは解釈されていない。 (2) 法改正の必要性 現行法でも、創作性のある生番組は、著作物であるという解釈もあるが、条文で明定されない以上、実態上の法制度として機能しない。
改正条項及び内容	著作権法第 2 条、第 10 条 など 定義や著作物の例示で手当てすることも考えられるが、いずれにせよ、条文上の形式にかかわらず、生番組が著作物であることを明確にしていきたい。なお、その際、創作性のないものは排除されて当然である。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	研究成果である工業ノウハウも、設計図面等に表現されてあれば、創作性ある学術文献の一種として保護を明示する必要がある。
法改正を必要とする理由	著作権の本質が、財産権であることは疑いが無く、音楽・画像等が産業的に利用されて、著作権者の創作創造性の発展、文化・社会の発展に寄与しているのと同様に、工業設計図面は大学・研究所等の特定部門だけでなく一般社会や工場等にも研究文献や生産方法の定義などに利用されており、なんら音楽や絵画が産業的に利用されている実態と相違しない。 2001年10月27日第9期全国人民代表常務委員会第24回会議による改正 中華人民共和国 著作権法 第3条には、「産業技術等の著作物が含まれる。」、同条7項に「製品設計図等の図面による著作物及び模型著作物」の保護が明示されている。中国で発生する金型設計図面等の図面には著作権保護があり、日本での創作物にも明示的保護が必要である。具体的な保護手段が社会的に示されることにより、安心して工業ノウハウなども設計図面に明示して利用することができるようになり、社会の発展に大きく寄与することは疑いが無い。 また、中国では同法10条第6号に言う、その「複製品」には、「設計図面を印刷、コピー等の方法によって複製した図面など」が含まれ、「その設計図面の内容を具体化した生産物」は、その単なる図面のコピーなど「複製品」を超える存在であり、その設計図にもとづいてその内容を具現化する生産活動は、明らかにその設計図の使用行為、「設計図面の内容具体化的複製品」あるいは「観念上の複製品」と解釈する考え方もあると言われている中で、日本の産業界が長年蓄積してきたノウハウを設計図面等の媒体で国外に流出し、国益を大きく損なっているのが現状である。 以上の状況に鑑み、以下の通り条項の改正が必要であると考えます。
改正条項及び内容	著作権法第10条1項6号 等 中国並またはそれ以上の保護内容
団体名	日本金型工業会西部支部

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	学習システムの開発において、学習に使う教材（実物への加工、シミュレータ教材など）を新たに考案するが、その過程、結果に発揮される創意工夫に対する保護を要望する。
法改正を必要とする理由	当財団は学習システムの開発を専門に行っている。 学習システムは行動分析の手法により開発する。 学習システムには、学習に使うテキスト（学習行動をプログラムし、学習者の学習行動を導くプログラムされたテキスト）と学習行動の対象となる考案教材（テキストに従属し、学習の段階に従って形を変えるように設計された教材であり、考案した部材及び部品などの組合せで構成された学習の対象となる教材）とからなる。 テキストについては、現在の著作権法によって著者の権利が保護されるが、教材は、保護の対象となっていない。（特許取得も試みたが困難である） 考案される教材は、出来た結果を見れば、容易に真似の出来るものであるため、企業や学校等においてはそれらを複製して利用するケースが多い。 このような開発がより広く行われることによって、多くの学習問題が解決できる可能性がはっきりしている。例えば学習への意欲を高めること、言葉による学習困難者への学習、聾啞教育の改善、グループ活動によるコミュニケーション能力の育成等々である。 このことから、こうした教材の開発がもっと広まることが望ましい。それには、開発過程に充当されるアイデア、エネルギーを正しく評価、保護することが必要であると考えます。
改正条項及び内容	著作権法第2条の10の4として追加。 学習システム 学習に使うテキスト（学習行動をプログラムし、学習者の学習行動を導くプログラムされたテキスト）と学習行動の対象となる考案教材（テキストに従属し、学習の段階に従って形を変えるように設計された教材であり、考案した部材及び部品などの組合せで構成された学習の対象となる教材）とからなるものをいう。 また、このことにかかわる、第2条15項複製等その他関連条項の改正。
団体名	財団法人 能力開発工学センター

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	写真の著作物にはVTRの静止画を含まない
法改正を必要とする理由	放送局製作番組の一部を他の番組に使用する部分利用について、実演家は「部分使用料」受け取る契約が出来ています。ところがVTRからワンフレームを抜き出し、そのフレームを複製することで静止画をつくり、これは写真であるから実演家には権利がないと主張し、使用料の支払いを免れようとする放送局があります。VTRの静止画は、ワンフレームを1秒当たり30フレーム複製して連続して見せている映像です。写真ではありません。写真家の立場からしても動画を撮るカメラマンと、一瞬をとらえるスチールカメラマンの立ち位置は全く違うものだといいます。動画の一駒はあくまで動画の一部であり写真ではありません。また、実演家に複製権を付与する事でもこのような事例を防ぐことが出来ると考えます。
改正条項及び内容	著作権法第2条二十二4 写真の著作物 写真の著作物は事象を一枚のネガ・ポジ・画像に固定したものをいい、これらを複製して連続して見せる場合を除く。 (新設条文 実演家は、その実演を複製する権利を占有する。)
団体名	協同組合 日本俳優連合

著作権法に関する要望事項

要望の趣旨	映画は文芸の著作物（原作・シナリオ）の二次的著作物という位置付けではなく、他の著作権とは別に柱を立て整理する必要がある。
法改正を必要とする理由	現著作権法では、映画は文芸の著作物（原作・シナリオ）を映像・翻案化した二次的著作物として規定され、脚本家を含む原著作権者（1次の著作権者）が映画の著作権者である映画製作者と同等の権利を持っている。其の為、原著作権者は映画の利用に際して承諾権を行使でき、利用に際して映像製作者と原著作権者との間で意見の相違があった場合は利用できなくなる。 創作性のある他人の著作物を2次的著作（secondary）と位置付ける事に問題があり、映画は独立した創作物であるし著作物であるべき。
改定条項 及び 内容	著作権法 第2条 映画著作物を独立した著作物に規定する。少なくとも secondary では無く、条約等にあるように derivative（派生）改正し、2条1項11号と28条から映画の著作物を除外する。
団体名	協同組合 日本映画製作者協会